

# スタートアップからの公共調達等の推進に向けた 施策ガイドブック

## 【参考資料集】

令和7年1月

内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局



# 1. スタートアップからの公共調達への推進に向けた取組

## 高度かつ独自の新技术を有するスタートアップ等との随意契約の意義

- スタートアップが大きく成長するためには、政府が主導して、スタートアップの提供する製品・サービスの市場・需要を創出することが重要であるほか、政府としてもスタートアップが有する高度な新技术を活用し、多様化する行政課題への対応力を高めることが必要。
- 具体的には、能登半島地震の被災地において、スタートアップにより、使用した水を再生し循環利用するシャワー・手洗い設備の提供や、介護スタッフへのアシストスーツの提供が行われた。このように、社会課題解決・社会貢献の担い手として様々なスタートアップが活躍している。
- また、例えば宇宙分野においては、経済社会や安全保障の基盤となる衛星コンステレーションの構築、様々な産業・地域の課題解決に資する衛星データ利用ソリューションの開発等に必要な技術を有するスタートアップによる参入が顕著であり、行政課題解決の担い手としての役割も期待される。
- 一方で、政府がその行政課題に対してスタートアップの技術を自ら探知し調達すること、及び、スタートアップが政府のニーズを詳細に把握することは難しい場合が多いところ、「スタートアップ育成 5 か年計画」に基づき、**スタートアップが有する高度かつ独自の新技术について、政府の調達ニーズに合わせて随意契約を可能とする柔軟な調達の仕組みの創設を図る。**

### スタートアップ育成 5 か年計画 (令和 4 年 11 月 28 日新しい資本主義実現会議決定)

- (12) SBIR (Small Business Innovation Research) 制度の抜本見直しと公共調達の促進 (一部抜粋)
- スタートアップの政府調達の参画を拡大するため、**随意契約に関するルール**、国の大規模研究における加点措置等の検討を含めて、入札参加資格制度の検討を図る。

### 能登半島地震において活躍したスタートアップの製品例



WOTA-BOX  
(シャワーシステム)



WOSH  
(手洗いスタンド)



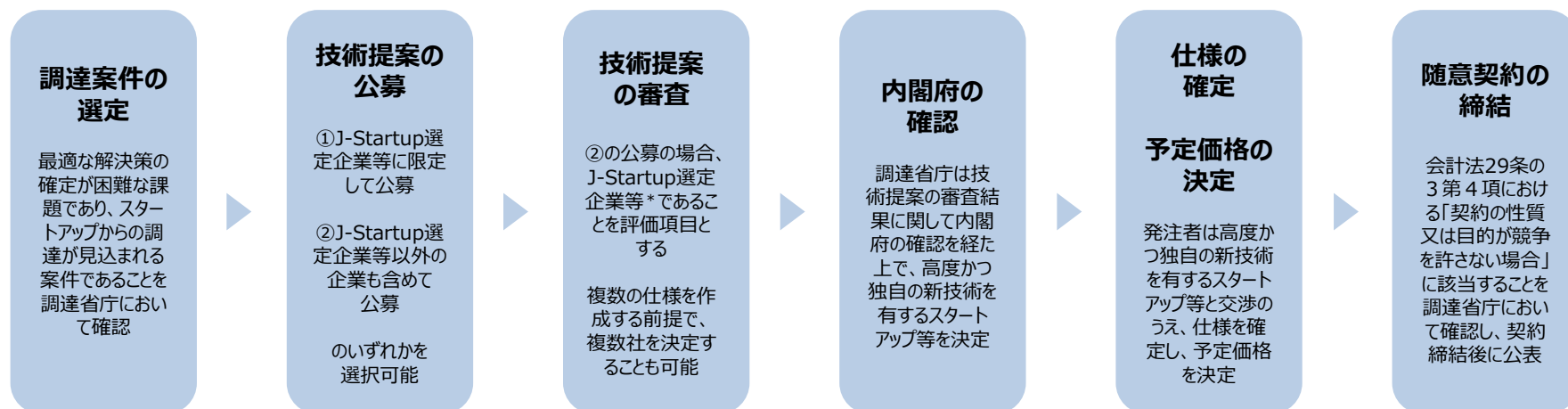
マッスルスーツ  
Every

(出典) WOTA株式会社HP、株式会社イノフィスHP

# 高度かつ独自の新技術を有するスタートアップ等からの随意契約スキーム

- 政府がスタートアップの技術を自ら探知し調達すること及びスタートアップが政府のニーズを詳細に把握することが困難であるとの背景を受け、本スキームではまず、**政府だけでは最適な解決策の確定が困難**であり、**スタートアップの有する新技術による解決が見込まれる行政課題**に対して、その解決のための**技術提案を公募**する。
- 調達省庁は、得られた技術提案を審査し、**内閣府の確認を経た上で**、行政課題を適切に解決しうる提案を行った者を、「**高度かつ独自の新技術を有するスタートアップ等**」として**決定**する。その後、調達省庁は当該スタートアップ等と案件の仕様等を確定し、随意契約を締結し、**公表**する。
- 技術提案の公募は**J-Startup選定企業等\***を対象に**実施**する。また、J-Startup選定企業等以外の企業も含めて公募した場合は、**J-Startup選定企業等であることを評価項目として**、優れたスタートアップへの優遇を行う。

## 高度かつ独自の新技術を有するスタートアップ等からの随意契約スキーム



\* J-Startup選定企業等とは、J-Startup、J-Startup Impact、J-Startup local選定企業等を含む、「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について（平成12年10月10日政府調達（公共事業を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定）」の3（3）から（7）までに掲げるもの（S B I Rの特定新技術補助金等の交付先、官民ファンドが出資したファンドの出資先等）及び日本スタートアップ大賞、日本ベンチャー大賞その他各省におけるスタートアップ表彰企業の受賞企業を指す。

# スタートアップ等の入札参加機会の拡大について（令和6年3月28日施行）

- 「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について（平成12年10月10日 政府調達（公共工事を除く） 手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定）」を改訂し、以下のスタートアップ等については入札参加機会を拡大する措置を2024年3月28日より施行済。

## 入札参加機会を拡大するスタートアップ等について

対象 下記の事業者のうち、当該入札に係る物件等の分野における技術力を証明できる者	拡大対象
1 SBIR制度の特定新技術補助金等の交付先	(存置)
2 株式会社産業革新投資機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者（ベンチャーキャピタル等）の出資先事業者	その他の主たる官民ファンド（※）の支援対象事業者又は当該支援対象事業者（ベンチャーキャピタル等）の出資先事業者にも拡大 <small>※ 中小企業基盤整備機構等の、「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会」の検証対象ファンド</small>
3 グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup）に選定された事業者	J-Startup地域版選定企業にも拡大
4 -	<b>【新規追加】</b> 国立研究開発法人の金銭出資先事業者又は当該出資先事業者（ベンチャーキャピタル等）の出資先事業者
5 -	<b>【新規追加】</b> 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の認定を受けたベンチャーキャピタル等の出資先事業者

# 入札参加資格の見直し

- 入札参加資格は、「競争参加者の資格に関する公示」により、全省庁統一資格として、競争入札への入札参加資格を付与。
- 経営規模等に応じてA～Dにランク付けされ、等級が高いほど規模の大きな調達に参加可能であるが、**設立間もなく実績のないスタートアップは点数が低くなってしまい、低位のランクになりやすく、規模の大きい入札に参加が制限されてしまう。**
- そのため、J-Startup選定企業等の技術力ある中小企業者等には、**A～Dのランクに関わらず、規模の大きな入札にも参加が認められている。**

項目	付与数値(物品の販売・役務の提供・物品の買受)					
	200億円以上	200億円未満 100億円以上	100億円未満 50億円以上	50億円未満 25億円以上	25億円未満 10億円以上	10億円未満 5億円以上
① 年間平均(生産・販売)高 (前2ヶ年の平均実績高)	65点	60点	55点	50点	45点	40点
	5億円未満 2.5億円以上	2.5億円未満 1億円以上	1億円未満 5000万円以上	5000万円未満 2500万円以上	2500万円未満	
② 自己資本額の合計	15点	12点	9点	6点	3点	
	10億円以上	10億円未満 5億円以上	1億円未満 1000万円以上	1000万円未満 100万円以上	100万円未満	
③ 流動比率	10点	8点	6点	4点		
	140%以上	140%未満 120%以上	120%未満 100%以上	100%未満		
④ 営業年数	10点	8点	6点			
	20年以上	20年未満 10年以上	10年未満			

- 財務状況・営業年数等から点数を算出  
(→実績がないスタートアップは点数が低くなる)

付与点数	等級	予定価格の範囲
90点以上	A	3000万円以上
80点以上 90点未満	B	1500万円以上 3000万円未満
55点以上 80点未満	C	300万円以上 1500万円未満
55点未満	D	300万円未満

## 【物品の販売、役務の提供等】

- 点数に応じて等級を付与
- 等級に応じて、入札可能な調達の規模が決まっている

## (参考) スタートアップからの公共調達促進に係る閣議決定文書 (一部抜粋)

### 1. 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版 (令和5年6月16日閣議決定)

#### ① 公共調達の促進

スタートアップを育成するためには、公共調達の活用も重要である。国や独立行政法人等の国の関係機関が調達する物件、工事、サービスについて、創業10年未満の中小企業からの契約比率が1%程度にとどまっているところ、スタートアップからの調達を拡大し、その契約比率を3%以上(3,000億円規模)に早急に拡大する。

また、公共インフラ(鉄道・電気・水道等)を含む幅広い政府調達において、J-Startup選定企業の活用も含め、スタートアップの活用を推進する。スタートアップの政府調達の参画を拡大するため、**随意契約に関するルール**、国の大規模研究における加点措置等の検討を含めて、**入札参加資格制度の検討**を図る。

### 2. 規制改革実施計画 (令和5年6月16日閣議決定)

#### 3 スタートアップの新技术・製品開発を促進するための政府調達手法の整備

a 経済産業省及び内閣府(科学技術・イノベーション推進事務局(CSTI))は、財務省と連携しながら、政府調達において、スタートアップ等による新技术・新製品・新サービスの開発を促進するべく、中小企業技術革新制度(SBIR)における研究開発成果の調達手法と同様の仕組みでの**随意契約を高度な新技术を持ったJ-Startup選定企業等との間でも可能とすることについて、対象企業の選定方法を整備し、令和5年度中の活用に向け、所要の措置を講ずる**。その際、事務手続の負担軽減についても検討を行うとともに、制度活用促進に向けた適切な周知を行う。

c 経済産業省及び内閣府(CSTI)は、財務省と連携しながら、政府調達へのスタートアップの参加を促進する観点から、高度な新技术を有する等一定の要件を満たすスタートアップに対し、**保有している入札参加等級よりも上位の等級の入札への参加資格を与えることを含む、一般競争入札におけるスタートアップからの新技术及び新サービスの調達を促進するための入札手法の整備について、引き続き必要な検証・検討を進め、結論を得次第速やかに措置する**。その際、事務手続の負担軽減についても検討を行うとともに、制度活用促進に向けた適切な周知を行う。

# スタートアップの新技术及び新サービス調達促進入札（運用明確化）

## 1. 概要

- スタートアップ育成のための公共調達の活用促進策として、
  - ⇒ 各省庁の総合評価落札方式による一般競争入札において、例えば1,000万円以下などの特定の役務・物資に関する一般競争入札に限り、スタートアップ(注1)を対象とした一般競争入札とすることを推奨(注2)していく。
  - 注1 ロングリスト掲載企業（中小企業官公需法基本方針第1の2①②の対象分野・新技术等を有する中小企業）であり、Cランク取得企業及びDランク取得企業のうち技術力ある中小企業の入札参加資格の特例に該当する企業。
  - 注2 各省各庁の長が、自省庁の判断で上記の運用を実施。

## 2. 期待される効果

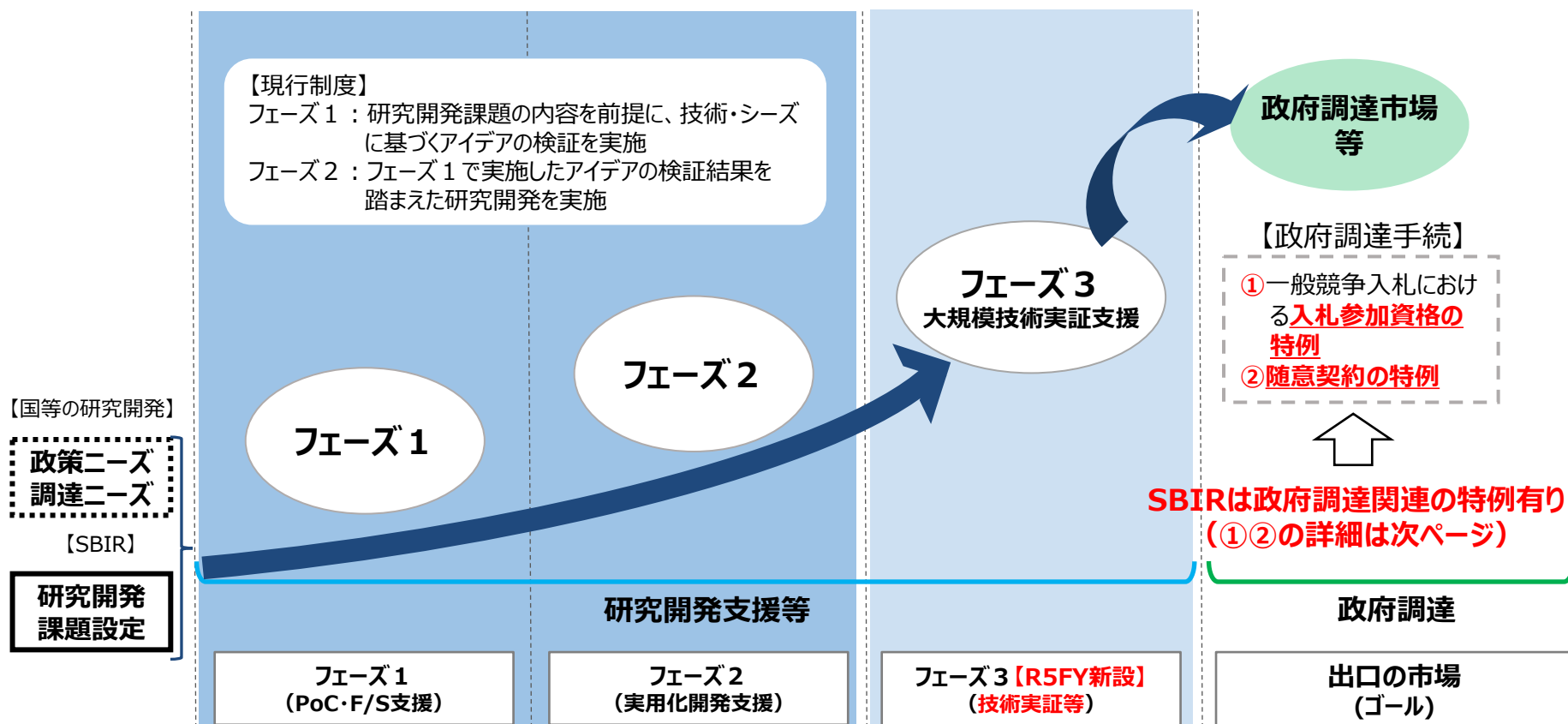
- 総合評価落札方式において、スタートアップとA及びBランク企業との競争が発生するケースを想定すると、一般論で言えば、スタートアップとしては、（技術に関する評価など、価格以外の項目に関する評価が同レベルであれば）実績や資本力を有するA及びBランク企業の入札より高い総合評価点を獲得するためには、より低い価格で入札することが必要。
- ⇒ 1. の運用により、スタートアップの特徴である多様な発想・機動性が評価されやすくなり、新技术等を有するスタートアップの公共調達への一層の参画促進が期待される。

※なお、前掲したマッチングピッチを合わせて開催し（予算措置）、上記1. の運用と合わせ、スタートアップの公共調達への参画の「量的な拡大」を図る。



# SBIRの支援フェーズのイメージ

- SBIRにおいては政府等が研究開発課題を設定の上、以下のプロセス中、フェーズ1～3の各研究開発の段階に応じて、予算的に支援。
- SBIRの成果については、政府調達手続において、①入札参加資格等級、過去の納入実績の有無にかかわらず、全ての入札への参加を可能とする特例措置や②随意契約を可能とする特例措置を整備。



※SBIRは、公募段階から政策ニーズ・調達ニーズに基づく研究開発課題を設定

# 新SBIRにおける研究開発成果の政府調達促進について

新SBIRにおける研究開発成果の政府調達促進については、「指定補助金等の交付等に関する指針」において、入札参加資格の特例、随意契約での試験的な調達、その他調達促進のための取組について記載し、各省庁と連携しながら実効性のある措置を実施する。

## 新SBIR制度における政府調達促進に係る特例等

### (1) 入札参加機会の拡大【入札参加資格の特例】

特定新技術補助金等の交付を受けた研究開発型スタートアップ等について、その入札参加資格等級、過去の納入実績の有無にかかわらず、全ての入札への参加を可能とする措置（技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について（平成12年10月10日、政府調達（公共工事を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定）を活用した入札機会の拡大を図る。

### (2) 研究開発成果の調達手法【随意契約の特例】

指定補助金等の交付を受けた研究開発型スタートアップ等の研究開発成果については、終了時審査結果の公表時に同等の技術がないことの確認を実施することで、随意契約による研究開発成果に関する調達や技術調査事業（調達に向けての実証試験）等を行う。

### (3) 研究成果に関する情報発信やメインコントラクターとのマッチング

指定補助金等の交付を受けた研究開発型スタートアップ等の研究開発成果に関する情報等について、個人情報や企業秘密の保護等に配慮しつつ、SBIR特設サイトや各種展示会などを通じて、広く一般に周知・広報を行う。また、大型調達が多い省庁においては、大企業等のメインコントラクターとのマッチングの機会の提供やコンソーシアム形態の技術実証を推進するなど研究開発型スタートアップ等の政府調達への参加機会の拡大を図る。

等

# 新SBIR制度における随意契約の特例①

## SBIRプログラムの成果に関する随意契約の考え方

新SBIR制度は、政府の調達ニーズ等を踏まえた研究開発課題を国が提示し、スタートアップ・中小企業等に世の中には存在しない新たな技術・製品（役務）を開発させる制度。従って、一般競争入札（最低価格落札方式）が馴染むケースは基本的に想定されないところ。

公共調達における公平性・経済性・透明性を確保しつつ、国の調達ニーズを充足し、イノベーションの社会実装を促進するべく、会計法令やWTO政府調達協定等の遵守、整合性を担保しつつ、新SBIR制度により開発された製品等の調達に係る基本的な手順等を定める。

## 1. 終了時審査結果の公表プロセスを入札可能性調査の実施とみなしての随意契約

新SBIRでは、学識経験者等の外部有識者の協力の下、政府調達ニーズに基づく研究開発課題の設定、公募・採択、多段階選抜の次段階に移行する際のステージゲート審査を行い、研究開発の終了時には、終了時審査を実施する。

終了時審査の結果公表においては、研究開発成果の内容をパブリックコメントをもって公表し、同等の技術提案のないことを確認する。

上記のプロセスと終了時審査結果の公表をもって入札可能性調査（一般競争入札又は企画競争入札に付することの可能性についての調査）で調達事業の具体的内容（仕様書）を示し公募したものとみなし、当該研究開発成果の調達について、随意契約を行うことを可能とする。

なお、パブリックコメント終了後、仕様の調整等で必要な期間を経たうえで速やかに契約をすることを前提とする。

※ 会計法第29条の3第4項 契約の性質又は目的が競争性を許さない場合（契約の目的物が代替性のない性質のもの）に該当し、特許権等排他的権利を有する場合に限る。

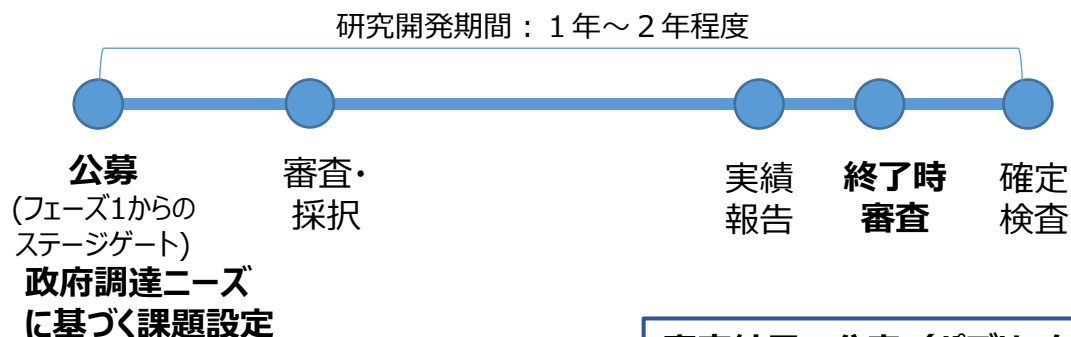
## 2. 少額随契の積極的活用

上記に関らず、金額が少額の研究開発成果の活用については、少額随契制度積極的に活用する。

※ 会計法第29条の3第5項 予定価格が少額である場合その他の理由による場合

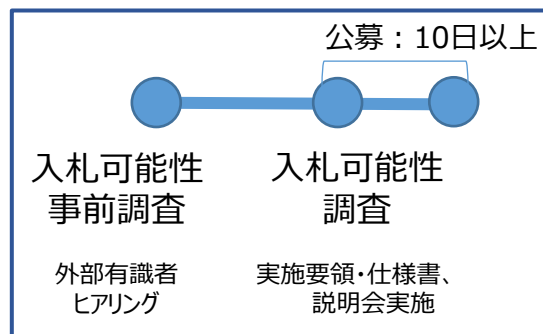
## 新SBIR制度における随意契約の特例②

### SBIRフェーズ2のスキームからの随意契約



**審査結果の公表（パブリックコメント）**  
研究開発成果の開示  
同等の技術がないことの確認（10日以上）

### 入札可能性調査（公募）による随意契約



**終了時審査の審査結果公表  
を入札可能性調査の実施と  
みなす**

研究開発期間終了時に実施する終了時審査結果の公表時に、研究開発成果の内容を開示し、当該技術と同等の技術がないことを確認して入札可能性調査に相当。

- ・ 研究開発成果の具体的な内容を明記することで仕様書を代替。
- ・ 公募終了後、仕様の調整等で必要な期間を経たうえで契約。

### 他の技術提案

- ・なし ⇒ **随意契約**
- ・あり ⇒ **入札**

一般競争又は企画競争

**調達、技術調査事業  
（調達に向けた実証試験）**

## 新SBIR制度における随意契約の特例③

### 入札可能性調査

〇〇事業の受託者（請負業者）選定に当たって、企画競争入札（一般競争入札）に付する可能性について調査する。

#### 仕様書

事業名 委託・請負事業名

事業概要 事業概要

具体的内容 調達スペック

公募期間 事業に合わせ設定（10日以上）

問い合わせ先・担当 省庁調達担当

公表： 省庁公募情報サイト

### 終了時審査結果公表時 の同等の技術の確認

〇〇（研究課題）に資する〇〇（研究開発成果）を活用する事業の受託者（請負業者）選定に当たって、企画競争入札（一般競争入札）に付する可能性について確認する。

#### 仕様

事業名 〇〇（SBIR）の成果活用

事業概要 〇〇（研究開発課題）の解決

具体的内容 〇〇（研究開発成果）

確認期間 10日以上。

問い合わせ先・担当 研究開発事業実施機関

公表： 事業実施機関サイト・公募情報サイト

# デジタルマーケットプレイス（DMP）とは

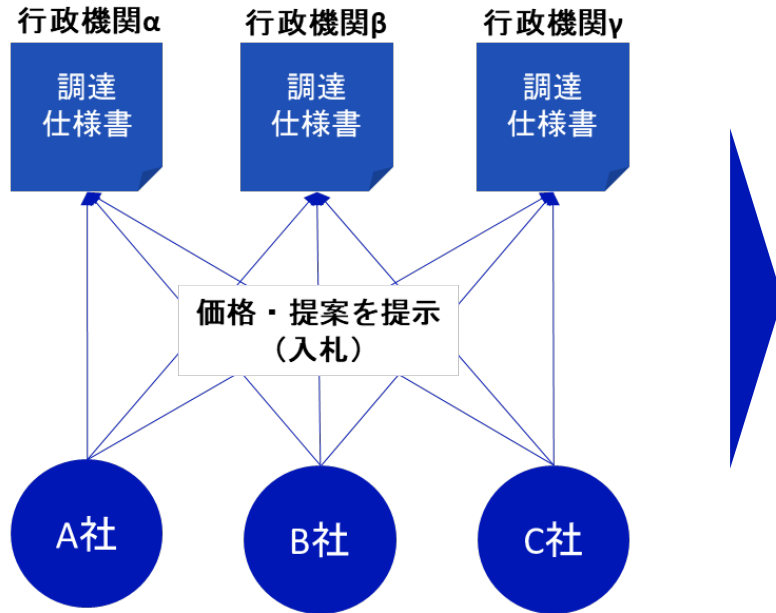
## 【取組の目的】

行政機関のクラウドソフトウェア（SaaS）調達迅速化と多様なベンダー参加による調達先の多様化

### 通常の情報システムに関する契約

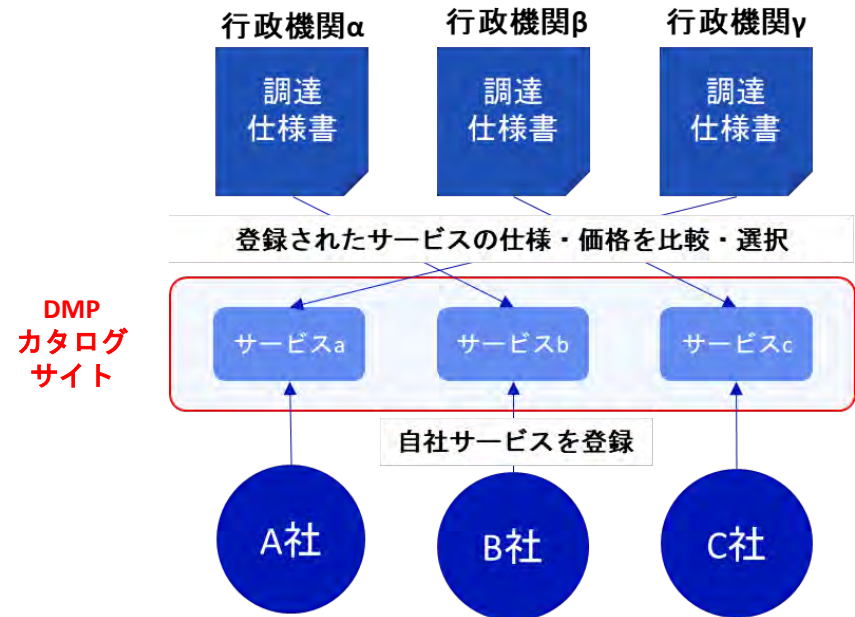
調達の都度、行政機関の調達仕様に対して、複数社が提案と価格を提示し、両面から最も優れた事業者が落札します。

（総合評価方式）



### DMPによるIT調達

デジタル庁とあらかじめ基本契約を締結した事業者が、デジタルサービスを登録するサイトを設け、そのサイトより各行政機関が最適なサービスを選択し、個別契約を行う調達手法です。



課題：調達期間が長く、手続が官民双方で負担に  
参加障壁が高く、市場の透明性が低い

目指す姿：調達期間を短縮、官民双方で調達を簡素に  
市場の透明性を高め、多様な事業者参加を促進

# DMP導入による効果

①クラウドソフトウェア市場の可視化・比較を通じて行政機関による迅速・公平な調達を促すとともに、②公共調達を通じた中小・スタートアップも含めたソフトウェア産業振興につなげる効果が期待されています。

## 現状の課題

行政機関

市場のソフトウェアベンダー情報が限定的であるため、特定のITベンダーに依存されます。より良いサービス導入の機会損失が発生します。調達の手続だけでも通常3ヶ月以上かかり、受託開発が多いため、迅速なシステム導入を実現することが困難です。

事業者

行政機関のサービスニーズが不透明で営業コストが高い。調達手続が煩雑であるために参入コストが高く、調達プロセスに慣れているITベンダーが調達上有利になります。

## DMPの効果

行政機関は、登録されたITサービスから目的にあったものを検索して簡易によりよいサービスを発見できます。クラウドサービスが迅速に調達可能となり、よりアジャイルなソフトウェア導入が可能となります。

サービスを登録することで幅広い行政機関が発見可能となり、低い営業コストで行政機関にリーチしやすくなります。調達プロセスの簡素化により、中小・スタートアップも含む多様なベンダーが公平に公共調達市場にアクセスすることが可能になります。

## (参考) 英国のデジタルマーケットプレイス

- 英国がDMPの創設国であり、最も知見が蓄積されているため、**これを参考に日本でも検討。**
- 英国では2009年以降、IT調達に財政負担削減の観点からGDS（日本のデジタル庁に当たる組織）の主導で、デジタルマーケットプレイスを導入。**自治体も調達に利用可能。**
- **2009年時点ではIT公共調達で18社が調達の8割を占めていたところ、デジタルマーケットプレイスの導入により、2018年には登録ベンダーの9割は地方も含めた中小ベンダー・スタートアップとなり、2021年にはデジタルマーケットプレイスを通じた調達額の4割をこれが占める。**





# 中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大

デジタル分野におけるスタートアップ企業（デジタル・スタートアップ）からの調達機会を拡大するため、情報システムに係る調達のうち総合評価方式において、デジタル・スタートアップを加点評価する評価制度を整備しました。

## ● デジタル・スタートアップの公共調達参入機会拡大に向けた評価制度の整備

- デジタル分野におけるスタートアップ（デジタル・スタートアップ）からの調達機会を拡大するため、スタートアップ5か年計画期間に限定し、情報システムに係る調達のうち総合評価方式においてデジタル・スタートアップを加点評価する評価制度を整備した（令和6年1月15日）
- 取り組み対象の調達は、特殊な技能や高い技術力を要する案件であって総合評価落札方式により契約を行うもの（個別の調達において、デジタル・スタートアップを評価することにより、品質の低下、事業の執行への支障等が生じる調達を除く）としている
- 令和5年度の各種取り組みの結果、中小企業の参入は増加しているものの、スタートアップ企業の参入については道半ばであるため、今後、加点措置により、スタートアップ企業の更なる参入機会拡大が期待される

### 加点評価の対象となる企業の要件（実施要領より抜粋）

（参考）情報システムに係る調達におけるデジタル・スタートアップの評価基準例

評価項目例	要求要件	評価区分	得点配分	点数
デジタル・スタートアップ	次の要件を全て満たす事業者であること ① 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（みなし大企業を除く）であること ② 設立から10年未満であること（調達する案件の内容・性質等を踏まえ、設立から15年未満とすることも可能） ③ 情報システムに関連した先進技術やアイデアをもって当該事業に主体的に取り組み、今回の調達を実績として今後事業拡大することが期待できる事業者であること	加点	5%～20%	5点～20点

注) 技術点の評価点が100点満点の場合の例

出典：デジタル社会推進会議幹事会「デジタル・スタートアップの公共調達参入機会拡大に向けた情報システムに係る調達における評価制度の実施要領」

([https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/883b9dc1-3155-4a26-a0cc-c2b5fb0d41d1/c80e07eb/20240115\\_procurement\\_outline\\_01.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/883b9dc1-3155-4a26-a0cc-c2b5fb0d41d1/c80e07eb/20240115_procurement_outline_01.pdf)) (2024年2月22日アクセス)

# テクノロジーマップについて

- テクノロジーマップは、デジタル庁が整備・公表する、デジタル技術の進展等を踏まえた自律的・継続的な規制の見直しを支援するためのツールです。テクノロジーマップを利用することで、規制を所管する省庁や地方自公共団体の方々（以下、規制所管省庁等という。）が規制を見直す際に、どのような技術類型が活用可能であるかを把握することができます。
- 規制所管省庁等がこのテクノロジーマップ等を軸に、デジタル技術に係る効果的な情報を収集し、規制の見直しをより効果的・効率的に推進できることを狙いとしています。

## テクノロジーマップの位置づけ

- テクノロジーマップは、規制所管省庁等がアナログ規制の見直しやデジタル技術の活用を検討する際の参考情報への「入り口」として位置づけられ、そのための整備を行っています。
- テクノロジーマップでは、規制の見直しに活用可能な技術類型を特定できます。さらに、各縦軸項目に対応して、特定した技術類型に関連する具体的な製品・サービスの情報を技術カタログで詳細に確認できる構成となっています。技術カタログでは、技術保有機関からの提供情報を基に、技術類型についての詳細な内容や、具体的な製品・サービス情報を提供しています。

テクノロジーマップ

The screenshot shows a complex grid-based interface with multiple columns and rows. The columns are color-coded and labeled: 'データ駆動型組織' (Data-driven organization), 'AI・機械学習' (AI/Machine Learning), 'クラウド' (Cloud), 'IoT' (IoT), 'サイバーセキュリティ' (Cybersecurity), 'デジタルトランスフォーメーション' (Digital Transformation), and 'その他' (Others). The rows contain detailed text and icons for each category.

テクノロジーマップで活用可能な技術類型を特定

技術カタログ

技術カタログ トップページ

- 技術の利用目的から探す
- 技術の有する機能から探す
- 50音順で探す
- ...

的から探す

ページ遷移イメージ

The screenshot shows a search results page with a grid of technology cards. Each card has a title, a brief description, and a search button. The cards are arranged in a grid layout.

具体的な製品・サービスにアクセス

# スタートアップが国の調達等に提供可能な新技術等に係るロングリストの作成・周知

## 概要

- 経済産業省と連携して、統一的なフォーマットにより（一社）ベンチャーキャピタル協会等を通じた調査を基に、「スタートアップが国等の調達に提供可能な新技術等に係るロングリスト」を作成し、各省庁に情報提供・周知。

### 【調査方法】

- ✓ 日本ベンチャーキャピタル協会等を経由して会員VC/CVCに調査票を展開。VC/CVCから情報提供いただくにあたっては、①技術等の新規性、②成長性、③創業年数が若い等のメルクマールを満たすスタートアップについて、ベンチャーキャピタリスト等に新技術等の発掘を依頼した上で情報収集を実施。
- ✓ 結果、スタートアップ約380社の新技術・新サービス等に係る情報提供があり、各省共有用にロングリスト化。

### 【特徴】

- ✓ インターネット等ではほぼ統一的に入手が不可能な、①公共調達での活用実績、②当該新技術等により解決可能な課題、③提供可能価格等の情報を統一的なフォーマットにより収集・整理。
- ✓ 各省庁原課担当者まで効率的に情報がリーチするよう、各省ごとのインデックスにより、簡便に閲覧できるようフォーマットを工夫。

### 【情報周知方法】

- ✓ 以下全省庁の会計課、スタートアップ・イノベーション政策担当課等の担当者に、各省庁に関連するロングリストの概要及び別添1～3の施策についてCSTIより個別にご説明を実施。

### （ご説明省庁）

新資本事務局、内閣府、警察庁、デジタル庁、総務省（自治行政局、消防庁含む）、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛装備庁（13省庁）

## CSTI主催「マッチングピッチ2023」について（開催実績）

### 【趣旨】

「スタートアップ育成5か年計画」（令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定）等に基づき、スタートアップ育成に向けた公共調達を活用促進・受注機会の増大に取り組んでいる。その一環として、機動性のあるスタートアップの新技术による社会・行政課題の効率的な解決と公共調達を活用したスタートアップの育成を目指したピッチイベントを、昨年度政府機関として初めて開催。

### 【イベント概要】

- 実施日 2023年11月28日（火）・29日（水） 17時～20時（2日間開催）  
会場 CIC Tokyo（虎ノ門ヒルズビジネスタワー 15階）
- 主催 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局  
（堀井学 前内閣府副大臣より主催者を代表して開会挨拶）
- 内容 ①パネルディスカッション ※11月28日（火）のみ  
テーマ「公共調達におけるスタートアップの新技术への期待」  
②スタートアップピッチ ※11月28日・29日の2日間、合計42社登壇
- 参加者 省庁・自治体の調達担当者やスタートアップ支援担当者等  
（[行政関係者約530名](#)、その他約520名：合計約1050名が参加（2日間計・オンライン含む））

省庁・自治体



社会課題・ニーズ

マッチングピッチ



スタートアップから  
プレゼンを実施

マッチング

スタートアップ



新技术・新サービス

製品・サービスの公共調達へ

# 「マッチングピッチ2023」の開催の様子

## (パネルディスカッションの様子)



公共調達における最先端の取組をご紹介いただくとともに、イノベーション創出に向けたスタートアップ調達の必要性ついて、関係者・有識者によるパネルディスカッション

## (展示ブースの様子)



これまで接点が少なかった行政関係者と多様な技術を持つスタートアップ企業との活発な意見交換

## (ピッチの様子)



新技術・新サービスを有するスタートアップ企業42社による3分間のピッチと有識者（コメンテーター）により行政・社会課題解決に向けた助言・コメント

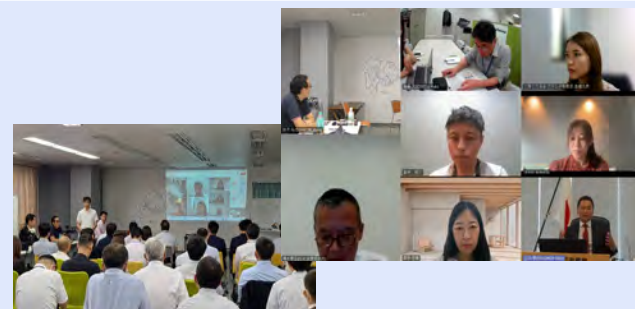


## デジタル行財政改革 国・地方スタートアップ連携実務者会議

- 第7回デジタル行財政改革会議における総理指示※<sub>1</sub>を踏まえ、行政とスタートアップとの連携促進に向けた全国的な知見共有等の場である国・地方スタートアップ連携実務者会議を設置。
- これまで全3回を開催し、今後もオンライン含め開催していく予定。  
(2024年12月末現在、8省庁・32自治体・約200事業会社等、約500名のコミュニティ化※<sub>2</sub>)

### 概要

	場所	テーマ
第1回	山梨県甲府市	・スタートアップ等における公共調達の参入機会拡大と地域公共インフラの維持・管理
第2回	岩手県釜石市	・住民・関係人口が一体で進めるローカルDX
第3回	オンライン	・自治体における調達の実務上の論点



第1回実務者会議の様相

### 【主な意見】

- 行政、スタートアップ双方向から知り合う状況を生み出し、成功事例を多く作ることで短期的に重要な取組。
- 行政とスタートアップをつなぐ重要な役割を担う中間支援組織が増えてきている一方、その役割を明確化することが必要。
- 随意契約や企画競争入札などを実施する際の、手続きの煩雑さや自治体職員の経験不足がある。このため、調達ルールの共通化・簡素化、デジタル技術による仕様書作成の容易化などが必要。
- 行政がスタートアップから調達する際、スタートアップの有するアイデア・ノウハウを含む知財保護に対する意識を高めることが必要。

※1 スタートアップ支援に関しては、公共調達への参入機会の拡大を図るとともに、手数料半減を含めた定款認証の見直し、公証人への民間人材登用促進とガバナンス強化を進めます。

※2 内閣官房、内閣府、デジタル庁、総務省、法務省、財務省、国交省、経産省、北海道、岩手県、宮城県、山形県、福島県、東京都、福井県、山梨県、愛知県、兵庫県、和歌山県、熊本県はじめ複数市町村、事業会社より約500名のコミュニティ

# 防衛産業へのスタートアップ活用に向けた合同推進会

## 概要

防衛省・自衛隊は、スタートアップ企業等と連携し、現存する民生技術・既製品などを活用しながら、先端技術研究の成果を防衛装備品の研究開発に積極的に取り込むことで早期装備化を推進。この一環として、経済産業と連携し、同省が保有するスタートアップ支援の枠組みやネットワークを活用し、防衛省・自衛隊のニーズとスタートアップ企業とのマッチングを図る機会を創出するための枠組み「防衛産業へのスタートアップ活用に向けた合同推進会」を整備。

## 開催実績

### 第1回 (R5.6.16)

- ・ 防衛省から、新規参入の取組、安全保障技術研究推進制度、橋渡し研究、早期装備化特区等について紹介
- ・ 経産省から、スタートアップ支援施策、J-Startup選定企業等から防衛に活用し得る企業を紹介

### 第2回 (R5.9.6)

- ・ 第1回で経産省から紹介された企業のうち、省内の希望を踏まえ、スタートアップ企業4社を招聘し、企業毎に各自衛隊、本省内部部局及び装備庁とのマッチングを実施

### 第3回 (R5.10.31)

- ・ 第2回同様、省内の希望を踏まえ、スタートアップ企業等4社を招聘し、企業毎に各自衛隊、本省内部部局及び装備庁とのマッチングを実施

### 第4回 (R6.1.12)

- ・ 経産省の支援策等の活用実績があるベンチャーキャピタル（VC）のうち、安全保障分野に活用しうる技術分野を投資先の1つの柱とするVC4社を招聘し、当該4社からスタートアップ企業選定時の着眼点や投資等の基準のほか、投資先スタートアップ企業の技術・製品等の紹介を受け、意見交換を実施

### 第5回 (R6.9.18)

- ・ 経産省のスタートアップ企業等に関する情報や省内の希望等を踏まえ、スタートアップ企業2社を招聘し、企業毎に各自衛隊、本省内部部局及び装備庁とのマッチングを実施するとともに、今後の防衛省の装備政策・経産省の産業政策を連携させたエコシステムの構築に関する意見交換を実施

## 対象技術の例

- ・ 人工筋肉を活用した、作業者の負担を軽減するアシストスーツ
- ・ 長距離無人航空機等を活用した広域災害対策情報支援
- ・ ドップラーライダー（風況リモートセンシング）を活用したドローン検知・識別
- ・ AI/ロボティクス・画像処理技術を活用した工場・倉庫の自動化ソリューション
- ・ 深層学習やロボティクスなど先端技術を応用したソフトウェア・ハードウェア・ソリューション

など

### ③行政との連携実績のあるスタートアップ100選（令和5年4月発行）

- ❑ 大企業にはないスタートアップの技術・サービスを活用することで、新たな行政サービスの展開、事業の効率化、及び社会課題の解決が期待でき、既に多数の連携実績が存在。
- ❑ 一方、行政側からは、どのようなスタートアップがあるのか把握が困難なうえ、優れた技術・サービスを持つスタートアップを見つけても、そのスタートアップに契約を履行する体制があるのか調査が困難。
- ❑ そこで、経済産業省は、令和5年4月に、行政との連携実績のあるスタートアップの事例集を制作。各府省庁でも、当該事例集を参考に、スタートアップとの連携促進をご検討いただくべく、周知広報を実施。





## インパクトコンソーシアムについて

- 気候変動や少子高齢化等の環境・社会課題の重要性が増す中で、課題解決を図る事業等への支援は喫緊の課題となっている。特に、環境・社会的効果（「インパクト」）の創出を、経済・社会の成長・持続可能性に結び付ける好循環の実現が重要であり、産官学金等による幅広い連携が期待される。
- このため、インパクト実現を図る経済・金融の多様な取組みを支援し、インパクトの創出を図る投融資を有力な手法・市場として確立し、事業を推進していく観点から、投資家・金融機関、企業、自治体等の幅広い関係者がフラットに議論し、国内外のネットワークとの協働・対話を図る場として、「インパクトコンソーシアム」を設置する。
- 運営については、官民連携の場として政府から支援を行いつつ、参加者の自主的な課題設定・議論を旨とし、投資指標や事例、対話・支援手法等の産金間の実践上の知見・課題の収集・発信を中心としつつ、インパクト実現の取組支援につながる幅広い事項に係る議論を行う。また、必要に応じ、政策発信を含む対外メッセージの発信等を検討していく。



# インパクトコンソーシアムにおける「官民連携促進分科会」

## 概要

社会課題が多様化する中で、国や自治体等の行政組織が民間事業者と連携しその課題解決にあたる必要性が増しているところ、**特にインパクトスタートアップと連携した社会課題解決の促進について議論**する。具体的には、**両者のマッチングの場の提供とマッチング後の連携を深めるための座組の検討、事例創出等**を目指す。

国や自治体等の行政組織とインパクトスタートアップとの官民連携に関しては、行政組織側、スタートアップ側にそれぞれ課題が存在。こうした**課題を構造化したうえで提示をし、課題解決に向けた議論を深めていく**。

解決策の検討が深まった課題から、**解決手法の具体化を行い、速やかに実証し、横展開に繋げていく**。

## メンバー

※敬称略・五十音順

- 座長：スタートアップ都市推進協議会 会長 高島 宗一郎  
 一般社団法人インパクトスタートアップ協会 代表理事 米良 はるか
- コアメンバー：地方自治体、インパクトスタートアップを中心に参加予定

## 議論のイメージ

行政側、スタートアップ側の双方に**ヒアリングやアンケート調査を行って整理された課題について議論**。

具体的には、**行政側、スタートアップ側、加えて双方を繋ぐマッチング等の課題の3点について整理された課題の解決方法に向けて議論を行う**。

(想定される課題例)

1. 行政側の課題 (スタートアップから新たに調達することにハードルがある等)
2. スタートアップ側の課題 (金銭で測れないインパクトを自治体等に示すのが困難である等)
3. 双方のマッチングの課題 (自治体とスタートアップが出会う場や機会が不足している等)

# 新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会報告書（概要）

## 1. 調達関連手続についての現状認識と取組の必要性

- 調達関連手続の詳細は、地方公共団体の財務規則等で規定。この結果、地方公共団体は、地域の実情を踏まえて契約を締結することが可能となっている一方で、様式・項目等が地方公共団体ごとに異なっている。また、オンライン化も十分には進んでいない。
- 総務省においては、令和3年に入札参加資格審査申請の標準項目等を取りまとめ、地方公共団体にその活用及び申請の電子化・オンライン化を助言。
- 社会全体のDXが求められる中、地方公共団体・事業者の事務処理の効率化や利便性の向上を図る観点から、調達関連手続のデジタル完結・ワンズオンリー化を実現することが重要。様式・項目等の共通化についても、さらに踏み込んだ取組を行う必要。

## 2. 共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性

以下の取組の方向性について、地方公共団体の意見を聞きながら、具体化に向けた検討を進めることが考えられる。

### 様式・項目等

#### ① 入札参加資格審査手続

- ワンズオンリー化の実現に向け、様式・項目等の共通化について踏み込んだ取組が必要。
- ➔ ①に加えて②を任意に選択して設け、必要に応じて③を設定可能とする



多数の団体が設定  
 新たに共通化

※ 契約の適正な履行を確保する観点から、地方公共団体が、事業者の能力等を判定するため、必要な範囲内で項目等を設定できるようにする必要

➔ 申請方法（申請時期・受付方法等）の共通化を促す

※ かえて、地方公共団体や事業者の事務負担を増加させないよう考慮する必要

### システム

- オンライン化を促すとともに、共通システムの整備については、都道府県単位で共同システムを整備する方法（14の府県で実績）や、国の政府調達関連システムの機能を地方公共団体が活用する方法、全地方公共団体共通のシステムを整備する方法が考えられるが、実現可能性を含めて、地方公共団体の意見を聞きながら具体的な検討が必要。
- ※ 様式・項目等の共通化が前提。

#### ② 入札参加資格審査以降の手続

〔入札公告、入札、契約完了届、請求等〕

- 入札参加資格審査申請と異なり、入札や完了届の提出等は、地方公共団体と事業者が個別に対応するものであって、同じ情報を複数団体に提出するようなものではない。
- 一方で、積極的に差異を設ける必要性も大きくはない。
- ➔ 広域で又は全国的に共通システムを整備することを前提として共通化することも考えられる

## 3. 今後の取組の進め方

- 総務省・地方公共団体でワーキングチームを立ち上げ、各省庁の取組とも連携して、共通化する具体的な様式・項目・申請方法等やデジタル化の方法を検討。
- メリットや必要性（システム整備・運用コストの抑制、入札不調・不落の減少等）が地方公共団体に十分認識されるよう周知することが重要。その際、経済団体やベンダー事業者の協力を得ることが重要。

# 地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会(概要)

## 検討会の趣旨・目的等

- 社会全体のデジタルトランスフォーメーションが求められる中で、地方公共団体の調達関連手続についても、地方公共団体ごとに異なる項目等を共通化することや、デジタル完結・ワンスオンリー化を実現していくことが要請されている。
  - 地方公共団体及び事業者の事務処理の効率化や利便性の向上を図る観点から、
    - ・ 入札参加資格審査の申請項目等や申請方法等の共通化
    - ・ 広域又は全国的な地方公共団体共通の調達関連システムの整備等のデジタル化の方法 等
- 調達関連手続の共通化・デジタル化に係る取組について検討するため、検討会を開催する。**

## 検討会の構成

メンバー

愛知県、滋賀県、千葉市、盛岡市、町田市、福岡県粕屋町、関西広域連合、山梨県市町村総合事務組合、総務省

オブザーバー

全国知事会、全国市長会、全国町村会、内閣府(規制改革推進室)、デジタル庁

※ 調達関連手続の共通化・デジタル化に係る取組について**具体的な検討を行うため、部会を開催する。**

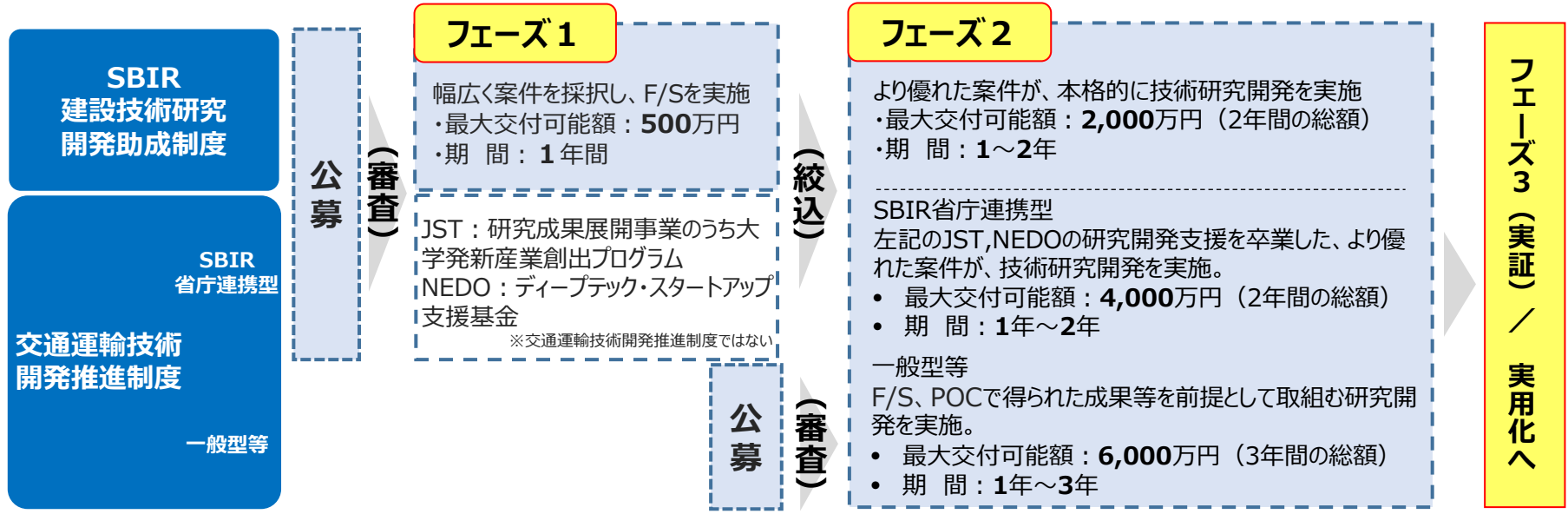
## 地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会



## 2. 国の大規模研究開発等における スタートアップ等の参加促進に係る取組

## 制度概要

- 国土交通省では、建設や交通運輸の分野を対象に、スタートアップによる先進的な技術開発を支援するため、SBIR制度における指定補助金等にも位置付けられる補助／委託制度を運用しています。
- これらの制度については、令和5年度より、スタートアップを対象とした応募枠を新設するなど、スタートアップ等の参加促進を図っています。



ボード建材の加工工程を効率化し、内装工事の省人化等を図る技術開発



マイクロモビリティ向けの無線給電システムの開発

【令和6年度予算額 270 (270) 百万円】  
【令和5年度補正予算額 400百万円】

## <対策のポイント>

農林水産・食品分野において新たなビジネスを創出するため、日本版SBIR制度※を活用し、サービス事業体の創出や新たな技術開発・事業化を目指すスタートアップ・中小企業を支援します。あわせて、将来のグリテックを担う優秀な若手人材を発掘し、研究開発や事業化に関するスキルアップを図ります。

※中小企業等に対する研究開発補助金等の支出機会の増大を図り、その成果の事業化を支援する省庁横断的な制度（Small/Startup Business Innovation Research）。

## <事業目標>

終了課題のうち50%以上において、事業化が有望な研究成果を創出 [令和7年度まで]

## <事業の内容>

日本版SBIR制度を活用し、これまで推進してきた産学官連携の枠組みと連携しながら、新たな技術開発・事業化を担うスタートアップや若手人材の発掘を支援します。また、スタートアップの前段階となる「創発的研究」の取組を支援します。

### 1. スーパーアグリクリエーター発掘支援

将来のグリテックを担う優秀な若手人材を発掘し、研究開発や事業化を強力にサポートします。

### 2. スタートアップが行う研究開発等の段階的支援

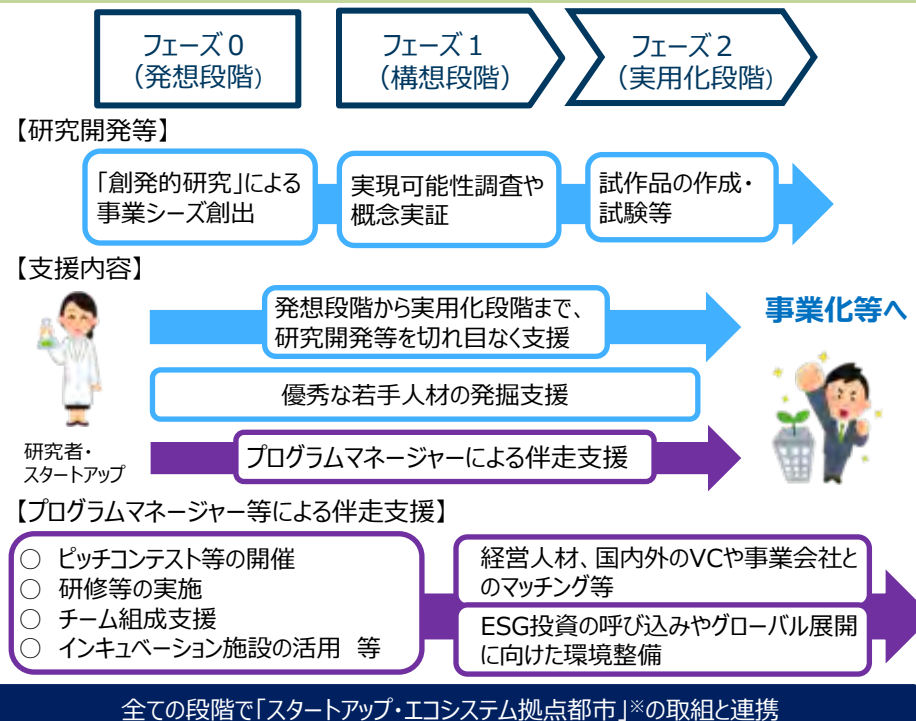
スマート農業技術を活用したサービス事業体の創出やフードテック等の分野で起業を目指すスタートアップが行う、「創発的研究」による事業シーズ創出から実現可能性調査、試作品の作成、社会実証などの取組を切れ目なく支援します。

【フェーズ0～2：上限10百万円/件】

### 3. プログラムマネージャー等による伴走支援等

ベンチャーキャピタル（VC）等が行う、スタートアップの掘り起こしや国内外の事業会社等とのマッチング、資金調達、インキュベーション施設の効果的活用、海外展開などの伴走支援の取組を支援します。

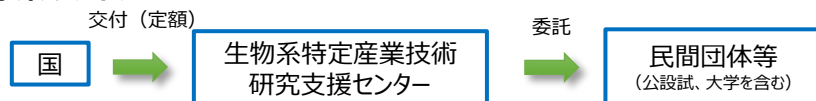
## <事業イメージ>



事業化等へ



## <事業の流れ>



※ スタートアップ・エコシステム拠点都市  
「スタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」(令和元年6月)に基づき選定された拠点都市。現在、4つのグローバル拠点都市と4つの推進拠点都市が選定。

# 総務省の指定補助金等

- 総務省では、**3事業**を、SBIR制度の**指定補助金等**として登録。

## 指定補助金等

### ① スタートアップ創出型萌芽的研究開発支援事業

【R6予算: 3億円】

- ・芽出しの**研究開発から事業化まで**一気通貫の**スタートアップ支援**。
- ・研究開発費の支援に加えて、**ICTスタートアップリーグ**として、**官民一体となって伴走支援**を行うことで、スタートアップ創出・育成を促進。

### ② 革新的情報通信技術（Beyond 5G（6G））基金事業（一般型）

【R6予算:159億円、R5補正予算:190億円】

- ・次世代の情報通信インフラ**Beyond 5G（6G）**について、**社会実装や海外展開**を目指した**民間企業や大学等による研究開発**等を支援。
- ・プロジェクトの採択評価時において、**スタートアップ等への加点措置**を実施。
- ・「③Beyond 5G研究開発促進事業」で採択した研究開発プロジェクトのうち、ステージゲート評価等において一定の評価を受けた研究開発プロジェクトを本基金事業に移管し、**スタートアップ等への支援を継続**。

### ③ Beyond 5G研究開発促進事業 【スタートアップ等による研究開発はR4年度までで終了】

- ・Beyond 5Gの要素技術の早期確立を目指した研究開発を民間企業や大学等への委託により実施。
- ・スタートアップ等を対象とすることを念頭に「Beyond 5Gシーズ創出型プログラム」を実施。



# スタートアップ創出型萌芽的研究開発支援事業

■ 異能vationの後継として、「スタートアップ育成5か年計画」※1に基づき、総務省において、令和5年度より、ICT分野におけるスタートアップ支援を目的とした「スタートアップ創出型萌芽的研究開発支援事業」を開始。

※1：新しい資本主義実現会議決定（令和4年11月28日）

■ 公募を経て選抜された、起業や事業拡大を目指す個人またはスタートアップによる、ICTに関する研究開発に対して、**研究開発費を支援**。加えて、令和5年度まで10年間実施してきた、「異能vation」※2の**成果も活用し、全国各地・各分野の支援機関も含めた官民一体となった伴走支援を提供**。

※2：奇想天外で野心的な技術課題に失敗をおそれずに挑戦する人を支援するプログラム

■ さらに、業務実施機関※3においては、施策の波及効果を高めるため、民間の有志企業等の協力を得て、「ICTスタートアップリーグ」と称して、**民間独自の支援活動・業界活性化のための取組を推進**。

※3：デロイト トーマツ テレワークセンター株式会社（令和6年度）

~R4  
異能vation

● 事業概要図 ●

フェーズ 1 (PoC・F/S)	フェーズ 2 (実用化開発)	フェーズ 3 (事業化準備等)	出口市場 (公共調達等)
最大300万円 (1年間)	最大2,000万円 (1年間)	民間資金による 支援	自律的な 事業運営へ

芽出しの研究開発から事業化まで  
一気通貫での伴走支援

令和6年度

応募総数：378件  
フェーズⅠ：155件  
フェーズⅡ：223件

採択者数：23件  
フェーズⅠ：7件  
フェーズⅡ：16件



# GX分野のディープテック・スタートアップ支援事業

## 令和6年度予算額 410億円（新規）

### 事業の内容

#### 事業目的

G X 分野における日本の関連技術ポテンシャルは大きいとの分析もある中、ポテンシャルを最大限活用・発展させることで、競争力強化と排出削減を追求。

一方、日本は、GX分野における社会実装段階で国際競争に劣後している状況。より幅広い技術シーズの早期実装に向けては、市場動向を踏まえた機動的な研究開発体制・リスクマネーへのアクセス等の観点から、スタートアップの活用が重要。

G X 分野においては、技術シーズを元にスタートアップが生み出され、当該スタートアップが研究開発し、社会実装を実現するまでに需要面・資金調達面での大きな壁が存在。

こうした課題を解消し、「技術で勝ってビジネスで負ける」ことの無いよう、スタートアップを活用することで、G X 関連技術の早期実装を強力に後押しする。

#### 事業概要

本事業では、技術及び事業の確立までに多くの課題を抱えるGX分野のディープテック・スタートアップ等を対象に、創業前段階から事業拡大段階において、研究開発や設備投資等を始めとする起業・事業成長に必要な支援を複数年度にわたって実施する。その際、GXリーグとの連携による需要開拓も一体的に実施していく。

### 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



### 成果目標

G X 分野のスタートアップの事業成長を加速させることを成果目標とする。

短期的には、支援終了後 1 年以内に、次シリーズでの資金調達を実施した者の割合を 5 割を目指す。

中期的には、資金調達にとどまらないより野心的な成果を追求し、大規模商用生産等の開始、取引所上場・買収等に至ることを目指す。

長期的には排出削減・経済成長を同時に実現する G X の推進及び世界に冠たる G X スタートアップ・エコシステムの創出・発展を目指す。

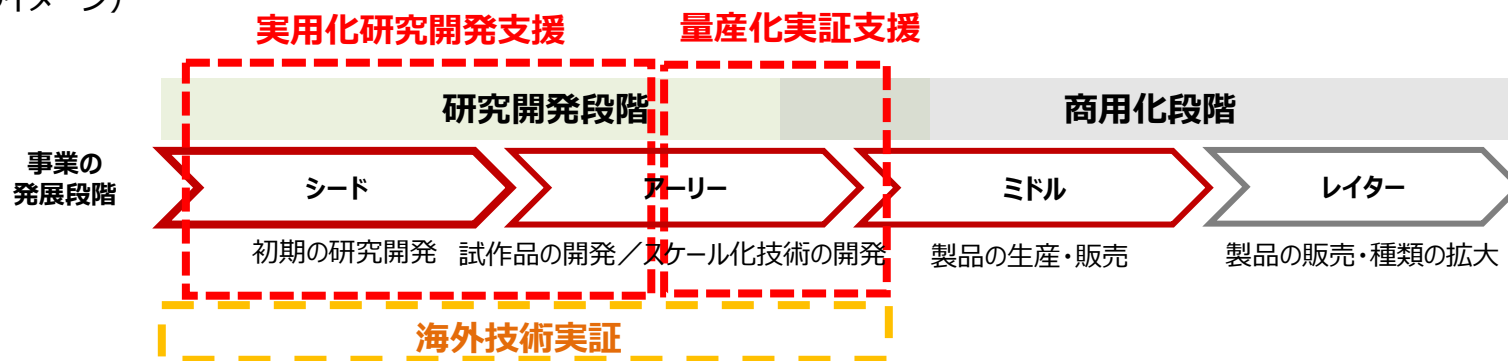
# ディープテック・スタートアップ支援事業 概要

## (令和4年度第2次補正予算・総事業費約1000億円・NEDOに基金造成)

- 研究開発に長期間と多額の資金を要するディープテックの特徴を踏まえ、**基金事業により、複数年度、大規模の支援**を実施。
- ディープテック・スタートアップの研究開発を**最大6年間・30億円の補助金**で支援（補助率は最大2/3以内）
- スタートアップの事業のステージに応じて、**VC等と連携**しながら、支援事業を展開。**事業をリードするVCとの協調を重視**。
  - **実用化研究開発支援**：初期の研究開発や試作品の開発を支援（最大4年・補助率2/3以内）。**海外での技術実証や事業会社との連携の計画がある場合には補助上限を拡大**。
    - (シード期支援)
      - ✓ 補助上限：原則3億円（最大5億円） ※**VC等、事業会社からの出資が必須**。
    - (アーリー期支援)
      - ✓ 補助上限：原則5億円（最大10億円） ※**VC等、事業会社等からの出資又は金融機関からの融資が必須**。
  - **量産化実証支援**：事業をスケールさせるための量産化技術などの研究開発を支援（最大4年・補助率2/3以内）。**事業会社との事業連携（共同研究、調達、販路開拓等）に係る覚書等を得ていることが要件**。
    - ✓ 補助上限：25億円 ※**VC又は事業会社等からの出資を審査で考慮**

(事業対象のイメージ)

※本支援事業においては、創薬分野は支援対象外。



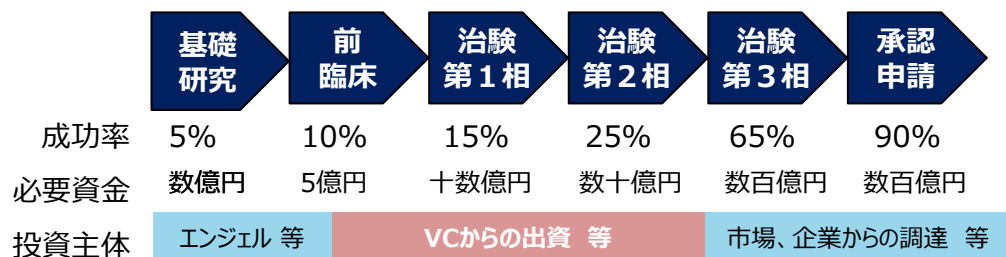
# 創薬ベンチャーエコシステム強化事業

令和4年度補正予算額：3,000億円  
(令和3年度補正予算：500億円)

- 創薬ベンチャーは、①開発期間が長い、②開発資金が多額、③成功率が低い、④薬事承認されないと売上げがないなど、ビジネスモデルが特殊で事業化の難易度が高い。特に治験第1相、第2相は、リスクは依然大きいにもかかわらず、開発資金が50～100億円といった規模に跳ね上がる。
- 世界的に新たな医薬品の開発は創薬ベンチャーにシフト。米国に比べて脆弱な日本の創薬・ベンチャーエコシステムでは、創薬ベンチャーが必要な資金を円滑に調達するのは困難。

→ 創薬ベンチャーの資金調達が困難な非臨床、第1相・第2相臨床試験を対象に、VC出資額の2倍相当の治験費用を支援。

## 創薬開発のリスクと資金のイメージ

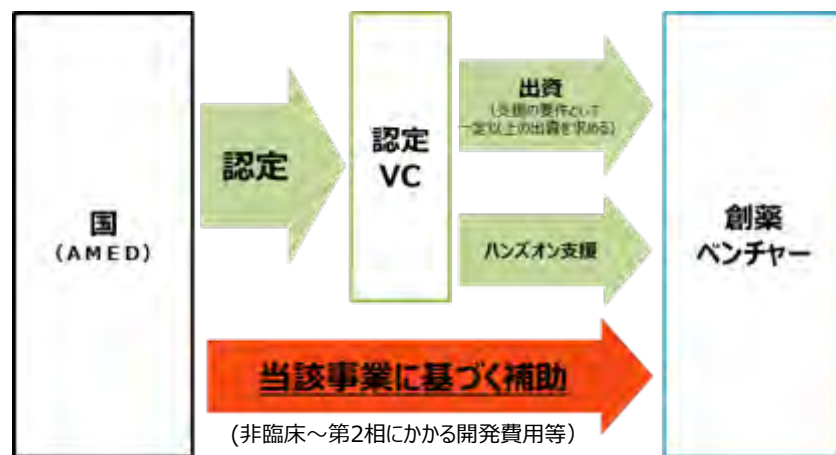
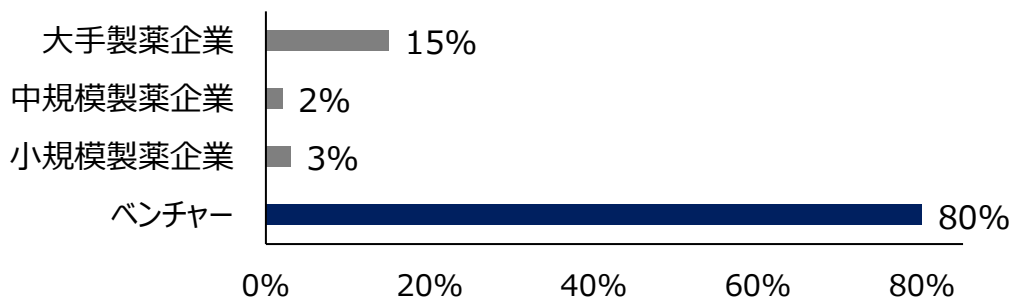


## 事業のイメージ

VCの出資を条件に、民間出資1に対して2倍までの範囲で補助

⇒ 治験費確保の円滑化 + 更なる民間資金の呼び水に

## 世界の医薬品創薬開発品目数シェア



# 環境省の指定補助金等

## ① 環境保全研究費補助金 (イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業)

気候変動・資源循環・生物多様性の統合的な推進が必要

(3領域+統合領域を対象とした開発課題)  
環境スタートアップの研究開発・事業化を支援し  
大胆なイノベーションを次々と創出していく

### フェーズ1(事業構想) F/S、PoC

- 環境保全に資する技術シーズの事業化検討に必要な採算性調査、概念実証等を対象
- 補助金の交付額  
定額 (上限**400万円**)
- 事業期間  
最大**6ヶ月**

### フェーズ2(実用化) R&D

- | 一般枠  | オープンイノベーション枠   |
|--|--|
| ■ <u>環境保全に資する</u> 技術シーズの事業化検討に必要な <u>実用化研究等</u> を対象    | ■ <u>環境保全に資する</u> 技術シーズの事業化検討に必要な <u>実用化研究等</u> を対象    |
| ■ 補助金の交付額<br>対象経費の <b>3分の2</b><br>(最大 <b>3,000万円</b> ) | ■ 補助金の交付額<br>対象経費の <b>3分の1</b><br>(最大 <b>4,000万円</b> ) |
| ■ 事業期間<br>最大 <b>1.5年</b>                               | ■ 事業期間<br>最大 <b>1.5年</b>                               |

外部有識者による 技術的助言・評価 & 事業化に向けた管理・サポート

## ② 地域共創・セクター横断型 カーボンニュートラル技術開発・実証事業 (うちスタートアップ企業に対する 事業促進支援事業)

2030年までに**GHG46%削減**  
2050年までの**脱炭素社会実現**

(大幅にCO2排出量を削減する技術開発  
: 国が中長期的に主導・推進)

直接的にエネルギー起源CO2排出抑制に  
資する技術について、F/S~実用化支援

### フェーズ1(事業構想) POC、F/S

スタートアップ枠

- エネルギー起源 CO2 の排出抑制に直接資する技術シーズの事業化検討に必要な実現可能性調査(F/S)及び概念実証 (PoC)を行う事業を対象
- 補助金の交付額  
定額 (上限**1,000万円**)
- 事業期間  
最大**1年**

※ オープンイノベーション枠は、オープンイノベーションを目的とした既存企業からの一定の出資を要件



【令和6年度予算 100百万円 (100百万円)】  
【令和5年度補正予算額 117百万円】

## 環境スタートアップの研究開発・事業化を支援し、持続可能な社会の実現に向けたイノベーションを創出します

### 1. 事業目的

環境スタートアップの研究開発（フェーズ1：採算性調査（F/S）及び概念実証（PoC）、フェーズ2：技術開発（R&D））から事業化までを切れ目なく支援することで、「ネットゼロ」、「循環経済」、「ネイチャーポジティブ」の統合的推進に向けたイノベーションの創出を図るとともに、環境ビジネスの創出・拡大及び雇用の増加に貢献する。

### 2. 事業内容

#### (1) 環境スタートアップ特化型の研究開発支援

優れた技術シーズを持つ環境スタートアップの研究開発をF/S、PoCで幅広く支援しつつ、有望案件を絞り込んでR&Dで集中的・継続的に支援することで切れ目のない支援を実施。また、既存企業とスタートアップとのオープンイノベーションによるR&Dの枠をを通じて社会実装に向けた取組を強化。

#### (2) 事業機会創出に向けた側面支援

##### ① ピッチイベント等による事業機会創出及び事業化に向けた伴走支援

環境スタートアップを対象とするピッチイベントを開催し、優秀者の表彰、PRの強化等を実施することにより、事業機会の創出を支援する。また、専門家等による研究開発の進め方や資金調達・国内外での事業拡大に関する助言、国内外の事業会社とのマッチング等を通じた伴走支援を実施。

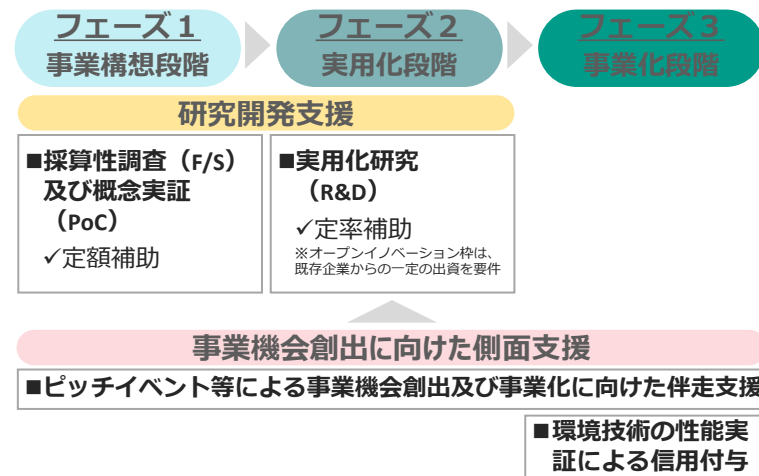
##### ② 環境技術の性能実証による信用付与

先進的な環境技術の環境保全効果等を第三者機関が客観的に実証。その性能への信用付与により、環境技術の普及を促すとともに、事業拡大を支援。

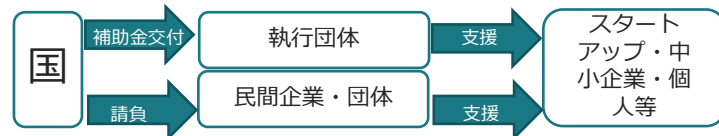
### 3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) 間接補助 (定額、定率) (2) 請負事業
- 補助対象・請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和3年度～

### 4. 事業イメージ



※本予算は、SBIR制度に基づく府省庁等横断の統一プログラムに該当する予算である。





【令和6年度予算額 4,980百万円（4,980百万円）】

2030年度削減目標や2050年カーボンニュートラル実現に向け、分野やステークホルダーの垣根を超えた地域共創による開発・実証を支援します。

## 1. 事業目的

2030年度までの温室効果ガス46%削減、2050年までの脱炭素社会実現のためには、既存の社会インフラの刷新も含めた社会実装につながる技術開発・実証が必要。また、ゼロカーボンシティ宣言都市等における先導的な取組を支援し、各地域の特性を活かして、自然とも共生し脱炭素かつ持続可能で強靱な活力ある地域社会を構築することが重要。そこで地域に根差し、かつ分野やステークホルダーの垣根を越えて脱炭素社会の実現に資するセクター横断的な地域共創の技術開発・実証事業を実施することを目的とする。

## 2. 事業内容

地方公共団体等との連携による技術開発・実証を推し進め、各地域がその特性を活かした脱炭素社会モデルを構築し、地域の活性化と脱炭素社会の同時達成を後押しし、脱炭素ドミノを誘引するため、以下の取組を実施する。

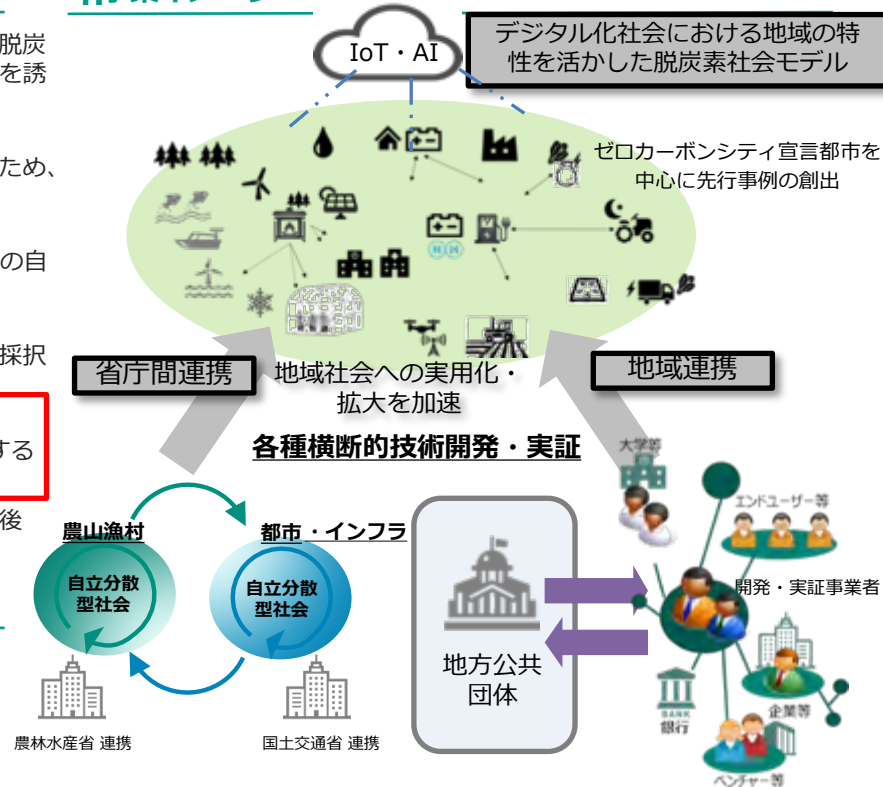
- **地域・省庁間連携によるセクター横断型脱炭素技術の開発・実証**  
農村・漁村等における再エネ導入や建築物の省エネ化等、新たな社会インフラの整備のため、関係省庁との連携により地域脱炭素化に向けてクリティカルな課題設定を行う。
- **技術シーズ・ボトムアップ型の技術開発・実証**  
各分野におけるCO2削減効果が相対的に大きいものの、開発リスク等の問題から、民間の自主的な取組だけでは十分には進まない技術開発・実証を対象に支援する。
- **イノベーションの発掘及び社会実装の加速化（アワード枠）**  
確かな実績・実現力を有する者として表彰された者に対し、「アワード枠」として優先採択することで事業化の確度を高める。（気候変動アクション表彰との連携）
- **スタートアップ企業に対する事業促進支援（スタートアップ枠）**  
創造的・革新的な技術を有する事業者を支援することで、2030年度目標等の達成に資する新規産業の創出・成長を図る。

併せて、上述の取組による実用化や普及の成功率の向上のため、事業開始前から事業終了後に至るまで事業者の伴走型支援や評価・フォローアップ等の側面支援を実施する。

## 3. 事業スキーム

- **事業形態** 補助事業(1/2、定額)・委託事業
- **委託・補助対象** 民間事業者・団体・大学・研究機関等
- **実施期間** 令和4年度～令和10年度※  
※各課題における実施期間は原則3年。中間評価等により低評価の課題は事業の中止、高評価の課題は実施体制を拡充し最長5年までの延長を認める。

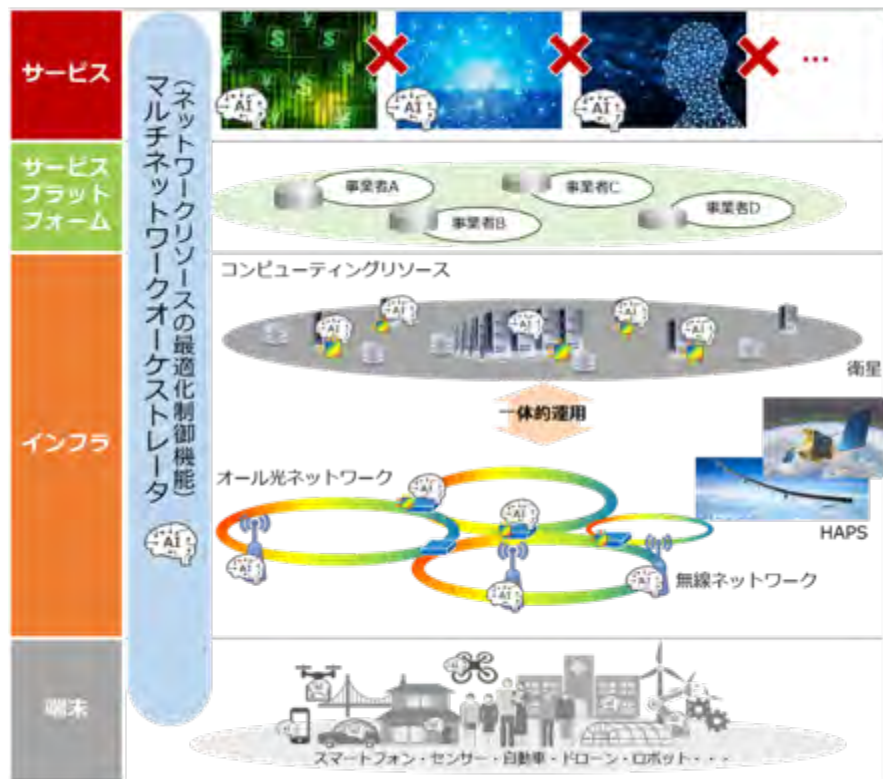
## 4. 事業イメージ



# 革新的情報通信技術（Beyond 5G（6G））基金事業

- 2030年代の導入が見込まれる次世代情報通信インフラBeyond 5Gについて、国際競争力の強化や経済安全保障の確保を図るため、我が国発の技術を確立し、社会実装や海外展開を目指す。
- 国立研究開発法人 情報通信研究機構（NICT）に設置された研究開発基金を活用し、Beyond 5Gの重点技術等について、民間企業や大学等による研究開発・国際標準化を支援する。

## <Beyond 5Gの全体像>



## <指定補助金等の対象の研究開発プログラム等>

プログラム名等※1※2	対象	助成・委託の別	TRL
① 社会実装・海外展開志向型戦略的プログラム	<b>【事業戦略支援型】</b> 各社の戦略的な研究開発に対する支援（競争領域における支援） これまでのスタートアップ等を含む研究開発プロジェクトの採択数：2件	助成	一定期間内に、TRLを一定の水準に到達させる（4年以内にTRLが概ね6、5年以内にTRLが概ね7等）
	<b>【共通基盤技術確立型】</b> 業界横断的な共通基盤技術の研究開発（協調領域における国主導のプロジェクト） ※令和6年度から開始予定	委託	
② 要素技術・シーズ創出型プログラム	中長期的視点で取り組む要素技術の確立や技術シーズの創出のための研究開発 これまでのスタートアップ等を含む研究開発プロジェクトの採択数：2件	委託	プロジェクトの開始時点でTRL1～3

※1 「社会実装・海外展開指方向戦略的プログラム（事業戦略支援型）」の実施者を対象とした、戦略的な国際標準化活動に対する旅費や専門人材の件費を助成する「国際標準化活動支援」が別途あります。

※2 本事業では上記2プログラムの他に「電波有効利用研究開発プログラム」があります。



# 研究開発とSociety5.0との橋渡しプログラム（BRIDGE）概要

## 【目的】

- 総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）がイニシアティブを取って、官民研究開発投資拡大が見込まれる領域における研究開発等を推進するため、各省庁における取組の実施・加速等に取り組む。
- 戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）との一体的な運用を推進し、研究開発とSociety 5.0を橋渡し。

## 【事業概要】

- 統合イノベーション戦略等に基づき、CSTI の司令塔機能を生かし、革新技術による社会課題解決や新事業創出の推進につながる「重点課題」（例：SIP成果の社会実装、スタートアップの事業創出等）を設定し、各省庁の研究開発等施策のイノベーション化を推進。

# 令和6年度BRIDGE（研究開発型）重点課題

番号	項目名	概要
1	革新技術等により業務プロセスの転換、または政策全体の転換が期待される課題	各省庁等の業務・政策に対し、革新技術等を活用することによって業務プロセスの転換、または政策全体の転換につながるもの（業務・規制のデジタル化等）
2	SIP/FS等で抽出された社会実装に向けた各省庁での取組	SIP/FS等を通じて、社会実装に向けて、技術のみならず、事業、制度、社会的受容性、人材の観点から必要な取組として挙げられたもので、各省庁の関連する取組を加速・拡充すべきもの
3	SIP成果の社会実装	これまでのSIP課題の研究成果について、SIP課題に取り巻く経済・社会情勢の変化等を踏まえ、早期実装を図るため、各省庁が主導して、社会実装に向けた取組を加速・強化すべきもの
4	スタートアップの事業創出	SIP等の戦略的な研究開発プログラムの成果を活用したスタートアップによる新市場の創出、早期実装のための事業創出を促進するもの
5	国際的な事業展開を目指す若手人材の育成	革新技術を有する若手人材が国際的な事業展開を目指す取組を支援するもの
6	国際的な研究開発動向や社会ニーズの観点から、研究活動が不足している課題	エビデンス分析等の結果、国際的な研究開発動向や社会ニーズが増大する一方で、研究活動が不足していると判断される課題について、その拡大に取り組むもの
7	各省庁PJでの国際標準戦略の促進	各省庁PJで研究開発されている革新技術について、事業化を目指し、オープン・クローズ戦略を踏まえ、国際標準化に取り組むもの

### 3. スタートアップ表彰制度の受賞企業などの社会的信頼性 向上に係る取組

# 日本スタートアップ大賞について

## 日本スタートアップ大賞の概要

- 次世代のロールモデルとなる、インパクトのある新事業を創出した起業家やスタートアップを表彰することで、社会全体で起業に対する意識を高揚させることを目的としたイベント。主催は経済産業省。
  
- 日本ベンチャー大賞として2015年から表彰開始。第6回（2022年）から日本スタートアップ大賞に名称を変更。第8回（2024年）では、内閣総理大臣賞、経済産業大臣賞、農林水産大臣賞、文部科学大臣賞、国土交通大臣賞、厚生労働大臣賞及び審査委員会特別賞に加え、新設された総務大臣賞を表彰。



日本スタートアップ大賞2024(第8回)表彰式の様子

## 日本スタートアップ大賞2024 表彰式の様子

- 岸田総理は、新藤スタートアップ担当大臣、齋藤経産大臣、村井官房副長官らとともに、スタートアップのブースを視察し、各受賞企業の代表から事業概要、課題、今後の展望等を傾聴。



【画像出所】官邸HP

## J-Startupとは 日本スタートアップに次の成長、世界に次の革新を。

- 世界で戦い、勝てる企業を作り、世界に新しい価値を提供する。
- J-Startupは、民間の目利き力で選ばれた企業を官民で集中支援し、スタートアップの成功モデルを創出。

第1次選定 : 92社 (2018年 6月)  
 第2次選定 : 49社 (2019年 6月)  
 第3次選定 : 50社 (2021年10月)  
 第4次選定 : 50社 (2023年 4月)  
 Impact選定 : 5社 (2023年10月)

**J-Startup は 合計240社 に**

※ 選定企業のうち6社については、M&A、解散等



### 【政府の支援の例】

- 政府の海外ミッションへの参加
- 海外・国内大規模イベントへの出展支援
- J-Startupロゴの使用
- グローバルアクセラレーションハブ支援
- 各種補助金等の支援施策における優遇
- ビジネスマッチング
- 入札特例等公共調達への支援
- 規制等に関する要望への対応 等

### 【民間の支援の例】

- 事業スペースの提供・料金優遇  
(オフィス・工場空きスペース・研修施設等)
- ロボット、製品・部品等を使った実証実験への協力
- 検証環境や解析機器の提供
- アクセラレーション、モノづくり支援
- 専門家・ノウハウを持つ人材によるアドバイス
- 自社顧客・関係会社等の紹介 等

## 環境省スタートアップ大賞

優れた環境スタートアップ企業を表彰し、知名度向上や事業機会創出等を支援

### 応募対象

- 環境スタートアップ企業
  - ・創業後、概ね15年以内であり、新規事業を通じて成長を目指す企業
  - ・環境保全、特に気候変動、資源循環、自然共生、環境管理等に資する事業（ビジネス・技術）を保有する企業



### 環境スタートアップ大賞の種類

- (1) **環境スタートアップ大臣賞**（1社）  
最も評価の高いスタートアップ企業の事業を選定します。
- (2) **環境スタートアップ事業構想賞**（1社）  
実績を問わず、今後のビジネスの成長が期待される最も評価の高いスタートアップ企業の事業を選定します。
- (3) **環境スタートアップ選定委員賞**（数社）  
上記の(1)及び(2)に次ぎ評価の高いスタートアップ企業の事業を選定します。

令和5年度までに計**209**件の応募があり、計**17**件のスタートアップを表彰

# 新技術情報提供システム (NETIS) とは

国土交通省が運用している、新技術に係る情報を共有及び提供するためのデータベース。

NETISの概念図

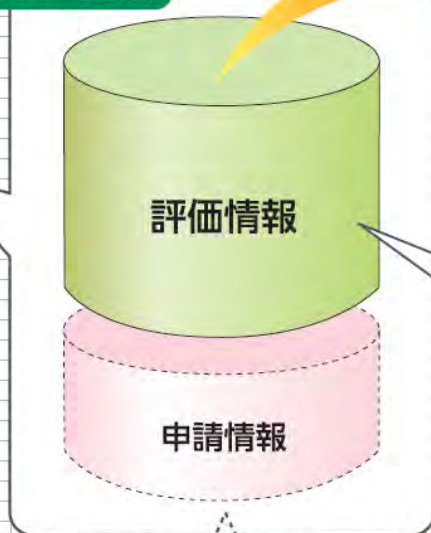


**容易に誰でも  
検索利用可能**

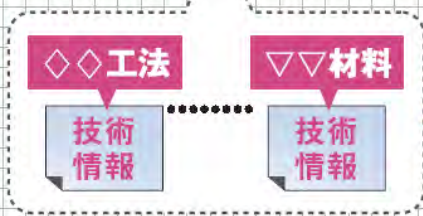
NETIS (申請情報) (評価情報) の掲載期限は、当初にNETIS登録した翌年度の4月1日から起算して10年を経過した日までとなります。

NETIS掲載期間中に当該技術が新技術活用システム検討会議にて推奨技術もしくは準推奨技術に選定された場合、NETIS (申請情報) (評価情報) の掲載期限は、当初にNETISに登録した日の翌年度の4月1日から起算して15年を経過した日までに延長されます。

**NETIS**



**情報の蓄積  
新技術の開発・改良**



※NETISホームページ  
<https://www.netis.mlit.go.jp/>

※NETISの掲載情報は、当該技術に関する証明、認証その他何ら技術の裏付けを行うものではなく、新技術活用にあたっての参考情報です。  
 申請情報は、技術開発者からの申請に基づく情報であり、その内容について、国土交通省が評価等を行っているものではありません。  
 申請情報のNETIS掲載に伴う苦情、紛争等への対応は、NETIS申請者の責任において行っていただきます。



# 点検支援技術性能カタログ

- 点検支援技術性能カタログは、国が定めた標準項目に対する性能値を開発者に求め、開発者から提出されたものをカタログ形式でとりまとめたもの。（2024年4月現在、321技術を掲載）
- 国及び地方公共団体の道路施設の定期点検において、積極的に活用を促進。

## <主な掲載技術>

### 【橋梁・トンネル】 (H31. 2 ~) 【土工】 (R5. 11 ~)

#### 画像計測

- ・橋梁 : 72(12)技術
- ・トンネル : 38(6)技術
- ・土工 : 8(1)技術



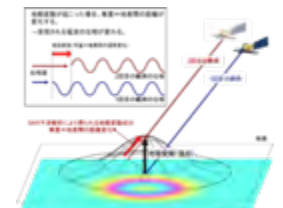
ドローンによる損傷把握



レーザースキャンによる変状把握



MMS※1を活用した  
斜面・のり面点検



衛星SAR等を活用した  
道路土工点検及び防災点検※2

※1 MMS(モービルマッピングシステム) ※2 国土地理院ウェブサイトより出典

#### 非破壊検査

- ・橋梁 : 42(12)技術
- ・トンネル : 25(4)技術
- ・土工 : 3(3)技術



AEセンサーを利用した  
PCグラウト充填把握



レーダーを利用した  
トンネル覆工の変状把握

#### 計測・モニタリング

- ・橋梁 : 61(9)技術
- ・トンネル : 18(4)技術



光ファイバーセンサーによる  
橋梁モニタリング



トンネル内附属物の  
異常監視センサー

#### データ収集・通信

- ・4(1)技術

### 【舗装】 (R4. 9 ~)

#### ひび割れ率・わだち掘れ量・IRI

- ・30(11)技術



AIによる自動判定



スマートフォンによる路面性状測定

※()内はR6.4に新たに追加された技術数

### 【道路巡視】 (R5. 3 ~)

#### ポットホール・区画線の摩耗・建築限界の超過・標識隠し

- ・20(15)技術



スマートフォンによるポットホール検知



ドライブレコーダーによる  
区画線の摩耗判定

#### 4. 参考（独立行政法人等のスタートアップとの オープンイノベーション・共創に向けた取組等）

# JICA「中小企業・SDGsビジネス支援事業」

民間企業からの提案に基づき、開発途上国の課題解決に貢献する企業のビジネスづくりを支援。

## スタートアップ企業による事例①

モンゴル  
医療配送網×ドローン  
株式会社エアロネクスト



- ✓ 医療分野における物資の供給環境の改善・効率性向上
- ✓ 自動車配送の代替手段によるCO2削減

## スタートアップ企業による事例②

カンボジア  
循環型社会×コオロギ  
株式会社エコロギー



- ✓ フードロスを活用することによる循環型社会の創造
- ✓ 収益性向上による所得向上

現地で基礎的な  
情報を収集したい

現地ニーズに  
提案製品/サービスが  
合うか確認したい

ビジネスとして  
成立・持続するか  
確認したい

製品/サービス  
提供体制や  
運営方法を  
確立したい

## JICAコンサルタントによる伴走支援（ビジネスアドバイザリ）

### ニーズ確認調査

対象国の基礎情報を収集し、開発途上国ニーズ、顧客ニーズと自社製品/サービスとの適合性を分析し、競争優位性を含めた初期的なビジネスモデル（市場規模の把握、顧客の特定、流通チャネル等）を検証します。

期間	上限12か月
調査経費	上限1,500万円
対象企業	中小企業／中堅企業／スタートアップ企業 非営利法人、中小企業団体

### ビジネス化実証事業

製品/サービスに対する顧客の受容性、現地パートナーの候補を含むビジネスモデル策定に関連する調査を通じ、収益性の検証と製品/サービス提供体制・オペレーションの構築、ビジネスプラン（事業計画）を策定します。

期間	上限2年6か月
調査経費	上限4,000万円
対象企業	中小企業／中堅企業／スタートアップ企業／大企業 非営利法人、中小企業団体

**2024年9月2日公示  
(年1回)**

スタートアップ企業\*からの応募については、販売実績や財務要件といった一部の応募資格要件を緩和します。

制度の詳細、申込み方法等の最新情報は、[JICAホームページ](#)をご覧ください。

\* ①設立15年以下、②未上場、③スタートアップ企業向け外部資金の獲得額が500万円以上の全てを満たす企業。